

「予防接種法施行令等の一部を改正する政令案」 について（説明要旨）

本政令案は、関連する諸費用の変動を勘案し、予防接種法による医療手当等の額、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の額、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による医療手当等の額及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法による医療手当等の額を改定するものであります。

（参考） 本政令案の概要

1 内容

予防接種法による医療手当等、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による医療手当等及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法による医療手当等について、平成23年の全国消費者物価指数の変動（対前年比マイナス0.3%）又は人事院勧告（対前年比マイナス0.23%）に合わせて、平成24年度の額を引き下げることとする。

2 施行期日

平成24年4月1日

予防接種法施行令等の一部を改正する政令案要綱

第一 予防接種法施行令の一部改正

一 一類疾病及び二類疾病に係る定期の予防接種等に係る医療手当の額を、医療を受けた日数等に応じ、三万五千七百円から三万五千六百円に、三万三千七百円から三万三千六百円に、それぞれ引き下げること。(第十一条関係)

二 予防接種法第六条第三項に基づく臨時予防接種に係る障害児養育年金の額を、障害の程度に応じ、百十八万五千六百円から百十八万三千二百円に、九十四万九千二百円から九十四万五千六百円に、それぞれ引き下げること。(第十二条関係)

三 一類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害児養育年金の額を、障害の程度に応じ、百五十二万四千円から百五十二万四百円に、百二十二万四百円から百二十一万五千六百円に、それぞれ引き下げること。

(第十二条関係)

四 一類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害児養育年金に係る介護加算額の額を、障害の程度に応じ、八十三万六千二百円から八十三万四千二百円に、五十五万七千四百円から五十五万六千二百円に、それ

ぞれ引き下げること。(第十二条関係)

五 予防接種法第六条第三項に基づく臨時予防接種に係る障害年金の額を、障害の程度に応じ、三百七十九万三千二百円から三百七十八万円に、三百三万三千六百円から三百二万四千円に、二百二十七万六千四百円から二百二十六万八千円に、それぞれ引き下げること。(第十三条関係)

六 一類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害年金の額を、障害の程度に応じ、四百八十七万六千八百円から四百八十六万円に、三百九十万二千二百円から三百八十八万八千円に、二百九十二万六千八百円から二百九十一万六千円に、それぞれ引き下げること。(第十三条関係)

七 一類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害年金に係る介護加算額の額を、障害の程度に応じ、八十三万六千二百円から八十三万四千二百円に、五十五万七千四百円から五十五万六千二百円に、それぞれ引き下げること。(第十三条関係)

八 予防接種法第六条第三項に基づく臨時予防接種に係る死亡一時金の額を、死亡した者が主たる生計維持者であったか否かに応じ、三千三百二十万円から三千三百十万円に、二千四百九十万五千円から二千四百八十万円に、それぞれ引き下げること。(第十七条関係)

九 一類疾病に係る定期の予防接種等に係る死亡一時金の額を、四千二百七十万円から四千二百五十万円に引き下げること。(第十七条関係)

十 二類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害年金の額を、障害の程度に応じ、二百七十万九千六百円から二百七十万円に、二百十六万七千二百円から二百十六万円に、それぞれ引き下げること。(第二十条関係)

十一 遺族年金の額を、二百三十七万円から二百三十六万九千六百円に引き下げること。(第二十四条関係)

十二 遺族一時金の額を、七百十一万円から七百八万四千八百円に引き下げること。(第二十六条関係)

第二 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正

介護に要する費用を支出した場合に支給される介護手当の支給限度額を、重度の障害者については月額十萬四千五百三十円から十萬四千二百九十円に、その他の障害者については六萬九千六百八十円から六萬九千五百二十円に、それぞれ引き下げ、介護に要する費用を支出しない場合に支給される介護手当の額を、月額二萬五千五百円から二萬四千四百二十円に引き下げること。(第十八条関係)

第三 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部改正

一 独立行政法人医薬品医療機器総合機構（以下「機構」という。）が支給する医療手当の額を、医療を受けた日数等に応じ、三万五千七百円から三万五千六百円に、三万三千七百円から三万三千六百円に、それぞれ引き下げること。（第五条関係）

二 機構が支給する障害年金の額を、障害の程度に応じ、二百七十万九千六百円から二百七十万円に、二百十六万七千二百円から二百十六万円に、それぞれ引き下げること。（第七条関係）

三 機構が支給する障害児養育年金の額を、障害の程度に応じ、八十四万七千二百円から八十四万四千八百円に、六十七万八千円から六十七万五千六百円に、それぞれ引き下げること。（第九条関係）

四 機構が支給する遺族年金の額を、二百三十七万円から二百三十六万六千六百円に引き下げること。（第十条関係）

五 機構が支給する遺族一時金の額を、七百十一万円から七百八万四千八百円に引き下げること。（第十条関係）

第四 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部改正

一 新型インフルエンザ予防接種に係る医療手当の額を、医療を受けた日数等に応じ、三万五千七百円か

ら三万五千六百円に、三万三千七百円から三万三千六百円に、それぞれ引き下げること。(第三条関係)

二 新型インフルエンザ予防接種に係る障害児養育年金の額を、障害の程度に応じ、百十八万五千六百円から百十八万三千二百円に、九十四万九千二百円から九十四万五千六百円に、それぞれ引き下げること。

(第四条関係)

三 新型インフルエンザ予防接種に係る障害児養育年金に係る介護加算額の額を、障害の程度に応じ、八十三万六千二百円から八十三万四千二百円に、五十五万七千四百円から五十五万六千二百円に、それぞれ引き下げること。(第四条関係)

四 新型インフルエンザ予防接種に係る障害年金の額を、障害の程度に応じ、三百七十九万三千二百円から三百七十八万円に、三百三万三千六百円から三百二万四千円に、それぞれ引き下げること。(第五条

関係)

五 新型インフルエンザ予防接種に係る障害年金に係る介護加算額の額を、障害の程度に応じ、八十三万六千二百円から八十三万四千二百円に、五十五万七千四百円から五十五万六千二百円に、それぞれ引き下げること。(第五条関係)

六 遺族年金の額を、死亡した者が主たる生計維持者であつたか否かに応じ、三百三十二万円から三百三十一万円に、二百四十九万五百円から二百四十八万円に、それぞれ引き下げること。(第八条関係)

第五 施行期日

この政令は、平成二十四年四月一日から施行すること。(附則関係)

政令第 号

予防接種法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十三条第一項、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）第三十一条、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）第十六条第三項（同法第二十条第二項において準用する場合を含む。）及び新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

（予防接種法施行令の一部改正）

第一条 予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項第一号中「三万五千七百元」を「三万五千六百元」に改め、同項第二号中「三万三千七百円」を「三万三千六百円」に改め、同項第三号中「三万五千七百元」を「三万五千六百元」に改め、同項第四号中「三万三千七百円」を「三万三千六百円」に改め、同条第二項中「三万五千七百元」を「三万五千六百円」に改める。

第十二条第二項第一号イ中「百十八万五千六百円」を「百十八万三千二百円」に改め、同号口中「九十四万九千二百円」を「九十四万五千六百円」に改め、同項第二号イ中「百五十二万四千円」を「百五十二万四百円」に改め、同号口中「百二十二万四百円」を「百二十一万五千六百円」に改め、同条第四項中「八十三万六千二百円」を「八十三万四千二百円」に、「五十五万七千四百円」を「五十五万六千二百円」に改める。

第十三条第二項第一号イ中「三百七十九万三千二百円」を「三百七十八万円」に改め、同号口中「三万三千六百円」を「三百二万四千円」に改め、同号ハ中「二百二十七万六千四百円」を「二百二十六万八千円」に改め、同項第二号イ中「四百八十七万六千八百円」を「四百八十六万円」に改め、同号口中「三百九十万千二百円」を「三百八十八万八千円」に改め、同号ハ中「二百九十二万六千八百円」を「二百九十一万六千円」に改め、同条第四項中「八十三万六千二百円」を「八十三万四千二百円」に、「五十五万七千四百円」を「五十五万六千二百円」に改める。

第十七条第四項第一号イ中「三千三百二十万円」を「三千三百十万円」に改め、同号口中「二千四百九十万五千円」を「二千四百八十万円」に改め、同項第二号中「四千二百七十万円」を「四千二百五十万円

」に改める。

第二十一条第二項第一号中「二百七十九万九千六百円」を「二百七十万円」に改め、同項第二号中「二百十六万七千二百円」を「二百十六万円」に改める。

第二十四条第五項中「二百三十七万円」を「二百三十六万六千六百円」に改める。

第二十六条第三項第一号中「七百十一万円」を「七百八万四千八百円」に改める。

(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令の一部改正)

第二条 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成七年政令第二十六号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項中「六万九千六百八十円」を「六万九千五百二十円」に改め、同条第二項第一号中「十万四千五百三十円」を「十万四千二百九十円」に、「二万五千五百円」を「二万四千二百円」に改め、同項第二号中「二万五千五百円」を「二万四千二百円」に改める。

(独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令の一部改正)

第三条 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令(平成十六年政令第八十三号)の一部を次のように

改正する。

第五条第一項第一号中「三万五千七百円」を「三万五千六百円」に改め、同項第二号中「三万三千七百円」を「三万三千六百円」に改め、同項第三号中「三万五千七百円」を「三万五千六百円」に改め、同項第四号中「三万三千七百円」を「三万三千六百円」に改め、同条第二項中「三万五千七百円」を「三万五千六百円」に改める。

第七条第一項第一号中「二百七十九万九千六百円」を「二百七十万円」に改め、同項第二号中「二百六万七千二百円」を「二百六十六万円」に改める。

第九条第一項第一号中「八十四万七千二百円」を「八十四万四千八百円」に改め、同項第二号中「六十七万八千円」を「六十七万五千六百円」に改める。

第十条第五項中「二百三十七万円」を「二百三十六万九千六百円」に改める。

第十一条第二項第一号中「七百十一万円」を「七百八万四千八百円」に改める。

(新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令の一部改正)

第四条 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令(平成二十一年政令

第二百七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「三万五千七百円」を「三万五千六百円」に改め、同項第二号中「三万三千七百円」を「三万三千六百円」に改め、同項第三号中「三万五千七百円」を「三万五千六百円」に改め、同項第四号中「三万三千七百円」を「三万三千六百円」に改め、同条第二項中「三万五千七百円」を「三万五千六百円」に改める。

第四条第二項第一号中「百十八万五千六百円」を「百十八万三千二百円」に改め、同項第二号中「九十四万九千二百円」を「九十四万五千六百円」に改め、同条第四項中「八十三万六千二百円」を「八十三万四千二百円」に、「五十五万七千四百円」を「五十五万六千二百円」に改める。

第五条第二項第一号中「三百七十九万三千二百円」を「三百七十八万円」に改め、同項第二号中「三百三万三千六百円」を「三百二万四千円」に改め、同条第四項中「八十三万六千二百円」を「八十三万四千二百円」に、「五十五万七千四百円」を「五十五万六千二百円」に改める。

第八条第五項第一号中「三百三十二万円」を「三百三十一万円」に、同項第二号中「二百四十九万五千円」を「二百四十八万円」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成二十四年三月以前の月分の予防接種法による医療手当、障害児養育年金、障害年金、障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算額並びに遺族年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る同法による死亡一時金及び遺族一時金の額については、なお従前の例による。

2 平成二十四年三月以前に受けた介護に係る原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律による介護手当の額については、なお従前の例による。

3 平成二十四年三月以前の月分の独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による医療手当、障害年金、障害児養育年金及び遺族年金並びに同月三十一日以前の死亡に係る同法による遺族一時金の額については、なお従前の例による。

4 平成二十四年三月以前の月分の新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法

による医療手当、障害児養育年金、障害年金、障害児養育年金及び障害年金に係る介護加算額並びに遺族年金の額については、なお従前の例による。

（予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第三条 予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条中「四千二百七十万円」を「四千二百五十万円」に改める。

理由

関連する諸費用の変動を勘案し、予防接種法による医療手当、障害年金及び遺族年金等の額、原子爆弾被害者に対する援護に関する法律による介護手当の額、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による医療手当、障害年金、障害児養育年金、遺族年金及び遺族一時金の額並びに新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法による医療手当、障害年金及び遺族年金等の額の改定を行う必要があるからである。

予防接種法施行令等の一部を改正する政令案 新旧対照条文

- | | |
|--|----|
| ○予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）（抄） | 2 |
| ○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）（抄） | 7 |
| ○独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）（抄） | 8 |
| ○新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成二十一年政令第二百七十七号）（抄） | 11 |
| ○予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十七号）（抄） | 14 |

予防接種法施行令等の一部を改正する政令案 新旧対照条文

○予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）（抄）
（第一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（一類疾病に係る定期の予防接種等に係る医療手当）</p> <p>第十一条 法第十二条第一項第一号の規定による医療手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 その月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療（同項第五号に規定する医療に伴うものを除く。以下同じ。）を受けた日数が三日以上の場合 <u>三万五千六百円</u></p> <p>二 その月において前号に規定する医療を受けた日数が三日未満の場合 <u>三万三千六百円</u></p> <p>三 その月において前条第一項第五号に規定する医療を受けた日数が八日以上の場合 <u>三万五千六百円</u></p> <p>四 その月において前号に規定する医療を受けた日数が八日未満の場合 <u>三万三千六百円</u></p> <p>2 同一の月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療と同項第五号に規定する医療とを受けた場合にあつては、その月分の医療手当の額は、前項の規定にかかわらず、<u>三万五千六百円</u>とする。</p> <p>（一類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害児養育年金）</p>	<p>（一類疾病に係る定期の予防接種等に係る医療手当）</p> <p>第十一条 法第十二条第一項第一号の規定による医療手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 その月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療（同項第五号に規定する医療に伴うものを除く。以下同じ。）を受けた日数が三日以上の場合 <u>三万五千七百円</u></p> <p>二 その月において前号に規定する医療を受けた日数が三日未満の場合 <u>三万三千七百円</u></p> <p>三 その月において前条第一項第五号に規定する医療を受けた日数が八日以上の場合 <u>三万五千七百円</u></p> <p>四 その月において前号に規定する医療を受けた日数が八日未満の場合 <u>三万三千七百円</u></p> <p>2 同一の月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療と同項第五号に規定する医療とを受けた場合にあつては、その月分の医療手当の額は、前項の規定にかかわらず、<u>三万五千七百円</u>とする。</p> <p>（一類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害児養育年金）</p>

第十二条 (略)

2 法第十二条第一項第二号の規定による障害児養育年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 法第七条の二第一項に規定する臨時の予防接種（法第六条第三項に係るものに限る。以下「第三項臨時予防接種」という。）を受けたことにより障害の状態にある者を養育する者に支給する場合 次のイ又はロに掲げる区分に従い、それぞれイ又はロに定める額

イ 別表第一に定める一級の障害の状態にある十八歳未満の者（以下この条において「一級障害児」という。）を養育する者に支給する場合 百十八万三千二百円

ロ 別表第一に定める二級の障害の状態にある十八歳未満の者（以下この条において「二級障害児」という。）を養育する者に支給する場合 九十四万五千六百円

二 前号に掲げる場合以外の場合 次のイ又はロに掲げる区分に従い、それぞれイ又はロに定める額

イ 一級障害児を養育する者に支給する場合 百五十二万四千円

ロ 二級障害児を養育する者に支給する場合 百二十一万五千六百円

3 (略)

4 前項に規定する介護加算額は、一級障害児を養育する者に支給する場合は八十三万四千二百円とし、二級障害児を養育する者に支給する場合は五十五万六千二百円とする。

5 (略)

第十二条 (略)

2 法第十二条第一項第二号の規定による障害児養育年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 法第七条の二第一項に規定する臨時の予防接種（法第六条第三項に係るものに限る。以下「第三項臨時予防接種」という。）を受けたことにより障害の状態にある者を養育する者に支給する場合 次のイ又はロに掲げる区分に従い、それぞれイ又はロに定める額

イ 別表第一に定める一級の障害の状態にある十八歳未満の者（以下この条において「一級障害児」という。）を養育する者に支給する場合 百十八万五千六百円

ロ 別表第一に定める二級の障害の状態にある十八歳未満の者（以下この条において「二級障害児」という。）を養育する者に支給する場合 九十四万九千二百円

二 前号に掲げる場合以外の場合 次のイ又はロに掲げる区分に従い、それぞれイ又はロに定める額

イ 一級障害児を養育する者に支給する場合 百五十二万四千円

ロ 二級障害児を養育する者に支給する場合 百二十二万四千円

3 (略)

4 前項に規定する介護加算額は、一級障害児を養育する者に支給する場合は八十三万六千二百円とし、二級障害児を養育する者に支給する場合は五十五万七千四百円とする。

5 (略)

(一類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害年金)

第十三条 (略)

2 法第十二条第一項第三号の規定による障害年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 第三項臨時予防接種を受けたことにより障害の状態にある者に支給する場合 次のイからハまでに掲げる区分に従い、それぞれイからハまでに定める額

イ 別表第二に定める一級の障害の状態にある十八歳以上の者
(以下「一級障害者」という。)に支給する場合 三百七十八万円

ロ 別表第二に定める二級の障害の状態にある十八歳以上の者
(以下「二級障害者」という。)に支給する場合 三百二十四万円

ハ 別表第二に定める三級の障害の状態にある十八歳以上の者
(次号ハにおいて「三級障害者」という。)に支給する場合 二百二十六万八千円

二 前号に掲げる場合以外の場合 次のイからハまでに掲げる区分に従い、それぞれイからハまでに定める額

イ 一級障害者に支給する場合 四百八十六万円

ロ 二級障害者に支給する場合 三百八十八万八千円

ハ 三級障害者に支給する場合 二百九十一万六千円

3 (略)

4 前項に規定する介護加算額は、一級障害者に支給する場合は八十三万四千二百円とし、二級障害者に支給する場合は五十五万六

(一類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害年金)

第十三条 (略)

2 法第十二条第一項第三号の規定による障害年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 第三項臨時予防接種を受けたことにより障害の状態にある者に支給する場合 次のイからハまでに掲げる区分に従い、それぞれイからハまでに定める額

イ 別表第二に定める一級の障害の状態にある十八歳以上の者
(以下「一級障害者」という。)に支給する場合 三百七十九万三千二百円

ロ 別表第二に定める二級の障害の状態にある十八歳以上の者
(以下「二級障害者」という。)に支給する場合 三百三十三千六百元

ハ 別表第二に定める三級の障害の状態にある十八歳以上の者
(次号ハにおいて「三級障害者」という。)に支給する場合 二百二十七万六千四百円

二 前号に掲げる場合以外の場合 次のイからハまでに掲げる区分に従い、それぞれイからハまでに定める額

イ 一級障害者に支給する場合 四百八十七万六千八百円

ロ 二級障害者に支給する場合 三百九十万二千二百円

ハ 三級障害者に支給する場合 二百九十二万六千八百円

3 (略)

4 前項に規定する介護加算額は、一級障害者に支給する場合は八十三万六千二百円とし、二級障害者に支給する場合は五十五万七

千二百円とする。

5 (略)

(死亡一時金)

第十七条 (略)

2・3 (略)

4 死亡一時金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 第二項第一号に掲げる場合 次のイ又はロに掲げる区分に従い、それぞれイ又はロに定める額

イ 第二項第一号イに掲げる者に支給する場合 三千三百十万円

ロ 第二項第一号ロに掲げる者に支給する場合 二千四百八十万円

二 第二項第二号に掲げる場合 四千二百五十万円

(二類疾病に係る定期の予防接種に係る障害年金)

第二十一条 (略)

2 法第十二条第二項第三号の規定による障害年金の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表第二に定める一級の障害の状態にある者 二百七十万円

二 別表第二に定める二級の障害の状態にある者 二百十六万円

千四百円とする。

5 (略)

(死亡一時金)

第十七条 (略)

2・3 (略)

4 死亡一時金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 第二項第一号に掲げる場合 次のイ又はロに掲げる区分に従い、それぞれイ又はロに定める額

イ 第二項第一号イに掲げる者に支給する場合 三千三百二十万円

ロ 第二項第一号ロに掲げる者に支給する場合 二千四百九十万円

二 第二項第二号に掲げる場合 四千二百七十万円

(二類疾病に係る定期の予防接種に係る障害年金)

第二十一条 (略)

2 法第十二条第二項第三号の規定による障害年金の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表第二に定める一級の障害の状態にある者 二百七十万円
千六百円

二 別表第二に定める二級の障害の状態にある者 二百十六万七千二百円

(遺族年金)

第二十四条 (略)

2 3 4 (略)

5 遺族年金の額は、二百三十六万千六百円とする。

6 7 9 (略)

(遺族一時金)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 遺族一時金は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時遺族年金を受けることができる遺族(当該死亡の当時胎児である子がある場合であつて当時胎児であつた子が出生した場合における当該子を含む。以下この項において同じ。)がないとき、又は遺族年金を受けることができる遺族が遺族年金の支給の請求をしないで死亡した場合において、他に同順位若しくは後順位の遺族年金を受けることができる遺族がないとき 七百八万四千八百円

二 (略)

4・5 (略)

(遺族年金)

第二十四条 (略)

2 3 4 (略)

5 遺族年金の額は、二百三十七万円とする。

6 7 9 (略)

(遺族一時金)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 遺族一時金は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時遺族年金を受けることができる遺族(当該死亡の当時胎児である子がある場合であつて当時胎児であつた子が出生した場合における当該子を含む。以下この項において同じ。)がないとき、又は遺族年金を受けることができる遺族が遺族年金の支給の請求をしないで死亡した場合において、他に同順位若しくは後順位の遺族年金を受けることができる遺族がないとき 七百一十一万円

二 (略)

4・5 (略)

○原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）（抄）
 （第二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（介護手当の支給）</p> <p>第十八条 介護手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、その月において介護に要する費用として支出された費用の額（その額が六万九千五百二十円を超えるときは、六万九千五百二十円）とする。</p> <p>2 その精神上又は身体上の障害が法第三十一条ただし書に規定する厚生労働省令で定めるものに該当する者に支給する介護手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>一 その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合 その月において介護に要する費用として支出された費用の額（その額が、<u>十万四千二百九十円</u>を超えるときは<u>十</u> <u>万四千二百九十円</u>とし、<u>二万四千四百二十円</u>に満たないときは<u>二</u> <u>万四千二百二十円</u>とする。）</p> <p>二 その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合 <u>二万四千四百二十円</u></p>	<p>（介護手当の支給）</p> <p>第十八条 介護手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、その月において介護に要する費用として支出された費用の額（その額が六万九千六百八十円を超えるときは、六万九千六百八十円）とする。</p> <p>2 その精神上又は身体上の障害が法第三十一条ただし書に規定する厚生労働省令で定めるものに該当する者に支給する介護手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる額とする。</p> <p>一 その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合 その月において介護に要する費用として支出された費用の額（その額が、<u>十万四千五百三十円</u>を超えるときは<u>十</u> <u>万四千五百三十円</u>とし、<u>二万五千五百円</u>に満たないときは<u>二</u> <u>万五千五百円</u>とする。）</p> <p>二 その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合 <u>二万五千五百円</u></p>

改 正 案	現 行
<p>（医療手当の額等）</p> <p>第五条 法第十六条第一項第一号の医療手当（以下「医療手当」という。）は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 その月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療（同項第五号に規定する医療に伴うものを除く。以下同じ。）を受けた日数が三日以上の場合 <u>三万五千六百円</u></p> <p>二 その月において前号に規定する医療を受けた日数が三日未満の場合 <u>三万三千六百円</u></p> <p>三 その月において前条第一項第五号に規定する医療を受けた日数が八日以上の場合 <u>三万五千六百円</u></p> <p>四 その月において前号に規定する医療を受けた日数が八日未満の場合 <u>三万三千六百円</u></p> <p>2 同一の月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療と同項第五号に規定する医療とを受けた場合にあっては、その月分の医療手当の額は、前項の規定にかかわらず、<u>三万五千六百円</u>とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>（医療手当の額等）</p> <p>第五条 法第十六条第一項第一号の医療手当（以下「医療手当」という。）は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 その月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療（同項第五号に規定する医療に伴うものを除く。以下同じ。）を受けた日数が三日以上の場合 <u>三万五千七百円</u></p> <p>二 その月において前号に規定する医療を受けた日数が三日未満の場合 <u>三万三千七百円</u></p> <p>三 その月において前条第一項第五号に規定する医療を受けた日数が八日以上の場合 <u>三万五千七百円</u></p> <p>四 その月において前号に規定する医療を受けた日数が八日未満の場合 <u>三万三千七百円</u></p> <p>2 同一の月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療と同項第五号に規定する医療とを受けた場合にあっては、その月分の医療手当の額は、前項の規定にかかわらず、<u>三万五千七百円</u>とする。</p> <p>3 (略)</p>

(障害年金の額)

第七条 法第十六条第一項第二号の障害年金（以下「障害年金」という。）の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

- 一 別表に定める一級の障害の状態にある者 二百七十万円
- 二 別表に定める二級の障害の状態にある者 二百十六万円

2 (略)

(障害児養育年金の額等)

第九条 法第十六条第一項第三号の障害児養育年金（以下「障害児養育年金」という。）の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

- 一 別表に定める一級の障害の状態にある者を養育する者 八十四万四千八百円
- 二 別表に定める二級の障害の状態にある者を養育する者 七万五千六百円

2 (略)

(遺族年金)

第十条 (略)

2 4 (略)

5 遺族年金の額は、二百三十六万六千六百円とする。

6 9 (略)

(障害年金の額)

第七条 法第十六条第一項第二号の障害年金（以下「障害年金」という。）の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

- 一 別表に定める一級の障害の状態にある者 二百七十万九千六百円
- 二 別表に定める二級の障害の状態にある者 二百十六万七千二百円

2 (略)

(障害児養育年金の額等)

第九条 法第十六条第一項第三号の障害児養育年金（以下「障害児養育年金」という。）の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

- 一 別表に定める一級の障害の状態にある者を養育する者 八十四万七千二百円
- 二 別表に定める二級の障害の状態にある者を養育する者 七万八千円

2 (略)

(遺族年金)

第十条 (略)

2 4 (略)

5 遺族年金の額は、二百三十七万七千円とする。

6 9 (略)

(遺族一時金)

第十一条 (略)

2 遺族一時金は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 医薬品の副作用により死亡した者の死亡の当時遺族年金を受けられることができる遺族(当該死亡の当時胎児である子がある場合であつて当該胎児であつた子が出生した場合における当該子を含む。以下この項において同じ。)がないとき、又は遺族年金を受けられることができる遺族が遺族年金の支給の請求をしないで死亡した場合において、他に同順位若しくは後順位の遺族年金を受けられることができる遺族がないとき 七百八万四千八百円

二 (略)

3 (略)

(遺族一時金)

第十一条 (略)

2 遺族一時金は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 医薬品の副作用により死亡した者の死亡の当時遺族年金を受けられることができる遺族(当該死亡の当時胎児である子がある場合であつて当該胎児であつた子が出生した場合における当該子を含む。以下この項において同じ。)がないとき、又は遺族年金を受けられることができる遺族が遺族年金の支給の請求をしないで死亡した場合において、他に同順位若しくは後順位の遺族年金を受けられることができる遺族がないとき 七百一十万円

二 (略)

3 (略)

○新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成二十一年政令第二百七十七号）（抄）
 （第四条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（医療手当）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一 その月において前条第二項第一号から第四号までに規定する医療（同項第五号に規定する医療に伴うものを除く。以下同じ。）を受けた日数が三日以上の場合 三万五千六百円</p> <p>二 その月において前号に規定する医療を受けた日数が三日未満の場合 三万三千六百円</p> <p>三 その月において前条第二項第五号に規定する医療を受けた日数が八日以上の場合 三万五千六百円</p> <p>四 その月において前号に規定する医療を受けた日数が八日未満の場合 三万三千六百円</p> <p>2 同一の月において前条第二項第一号から第四号までに規定する医療と同項第五号に規定する医療とを受けた場合にあつては、その月分の医療手当の額は、前項の規定にかかわらず、三万五千六百円とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（障害児養育年金）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 法第四条第二号の障害児養育年金（以下「障害児養育年金」と</p>	<p>（医療手当）</p> <p>第三条（略）</p> <p>一 その月において前条第二項第一号から第四号までに規定する医療（同項第五号に規定する医療に伴うものを除く。以下同じ。）を受けた日数が三日以上の場合 三万五千七百円</p> <p>二 その月において前号に規定する医療を受けた日数が三日未満の場合 三万三千七百円</p> <p>三 その月において前条第二項第五号に規定する医療を受けた日数が八日以上の場合 三万五千七百円</p> <p>四 その月において前号に規定する医療を受けた日数が八日未満の場合 三万三千七百円</p> <p>2 同一の月において前条第二項第一号から第四号までに規定する医療と同項第五号に規定する医療とを受けた場合にあつては、その月分の医療手当の額は、前項の規定にかかわらず、三万五千七百円とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>（障害児養育年金）</p> <p>第四条（略）</p> <p>2 法第四条第二号の障害児養育年金（以下「障害児養育年金」と</p>

いう。)の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表に定める一級の障害の状態にある十八歳未満の者(第四項において「一級障害児」という。)を養育する者 百十八万三千二百円

二 別表に定める二級の障害の状態にある十八歳未満の者(第四項において「二級障害児」という。)を養育する者 九十四万五千六百円

3 (略)

4 前項に規定する介護加算額は、一級障害児を養育する者に支給する場合は八十三万四千二百円とし、二級障害児を養育する者に支給する場合は五十五万六千二百円とする。

5 (略)

(障害年金)

第五条 (略)

2 法第四条第三号の障害年金(以下「障害年金」という。)の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表に定める一級の障害の状態にある十八歳以上の者(以下この条において「一級障害者」という。) 三百七十八万円

二 別表に定める二級の障害の状態にある十八歳以上の者(以下この条において「二級障害者」という。) 三百二十四万円

いう。)の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表に定める一級の障害の状態にある十八歳未満の者(第四項において「一級障害児」という。)を養育する者 百十八万五千六百円

二 別表に定める二級の障害の状態にある十八歳未満の者(第四項において「二級障害児」という。)を養育する者 九十四万九千二百円

3 (略)

4 前項に規定する介護加算額は、一級障害児を養育する者に支給する場合は八十三万六千二百円とし、二級障害児を養育する者に支給する場合は五十五万七千四百円とする。

5 (略)

(障害年金)

第五条 (略)

2 法第四条第三号の障害年金(以下「障害年金」という。)の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表に定める一級の障害の状態にある十八歳以上の者(以下この条において「一級障害者」という。) 三百七十九万三千二百円

二 別表に定める二級の障害の状態にある十八歳以上の者(以下この条において「二級障害者」という。) 三百三万三千六百円

<p>3 (略)</p> <p>4 前項に規定する介護加算額は、一級障害者に支給する場合は八十三万四千二百円とし、二級障害者に支給する場合は五十五万六千二百円とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(遺族年金)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 3 4 (略)</p> <p>5 遺族年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 第一項第一号に掲げる者に支給する場合 三百三十一万円</p> <p>二 第一項第二号又は第三号に掲げる者に支給する場合 二百四十八万円</p> <p>6 3 10 (略)</p>	<p>3 (略)</p> <p>4 前項に規定する介護加算額は、一級障害者に支給する場合は八十三万六千二百円とし、二級障害者に支給する場合は五十五万七千四百円とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(遺族年金)</p> <p>第八条 (略)</p> <p>2 3 4 (略)</p> <p>5 遺族年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。</p> <p>一 第一項第一号に掲げる者に支給する場合 三百三十二万円</p> <p>二 第一項第二号又は第三号に掲げる者に支給する場合 二百四十九万五百円</p> <p>6 3 10 (略)</p>
--	--

○ 予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十七号）（抄）
 （附則第三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（従前の予防接種による健康被害の救済に関する給付）</p> <p>第二条 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による給付については予防接種法第十二条第一項並びに予防接種法施行令第八条から第十八条まで、第二十九条及び第三十条、当該給付の都道府県の負担については同令第三十一条第二項及び第三項の規定（同法第六条第三項に係る部分を除く。）の例による。この場合において、同令第十三条第二項第二号中「定める額」とあるのは「定める額（予防接種による健康被害の救済に関する従前の措置として行われた給付であつて厚生労働大臣の定めるもの（以下「従前の給付」という。）を受け、かつ、法第十二条第一項第三号の規定による障害年金の支給期間が十六年に満たない者に係るときは、当該額から調整額（その者に係る従前の給付の額とその給付の事由が生じた日とに応じて厚生労働大臣が定める額（以下「調整基礎額」という。）につき、その者が従前の給付を受けた日から初めて同号の規定による障害年金の支給を受ける日までの期間の年数（その年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に及び、年五パーセントの利率による複利法によつて計算した元利合計額について、利率を年五パーセントとし、償還期間を十五年間とする元利</p>	<p>附 則</p> <p>（従前の予防接種による健康被害の救済に関する給付）</p> <p>第二条 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による給付については予防接種法第十二条第一項並びに予防接種法施行令第八条から第十八条まで、第二十九条及び第三十条、当該給付の都道府県の負担については同令第三十一条第二項及び第三項の規定（同法第六条第三項に係る部分を除く。）の例による。この場合において、同令第十三条第二項第二号中「定める額」とあるのは「定める額（予防接種による健康被害の救済に関する従前の措置として行われた給付であつて厚生労働大臣の定めるもの（以下「従前の給付」という。）を受け、かつ、法第十二条第一項第三号の規定による障害年金の支給期間が十六年に満たない者に係るときは、当該額から調整額（その者に係る従前の給付の額とその給付の事由が生じた日とに応じて厚生労働大臣が定める額（以下「調整基礎額」という。）につき、その者が従前の給付を受けた日から初めて同号の規定による障害年金の支給を受ける日までの期間の年数（その年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に及び、年五パーセントの利率による複利法によつて計算した元利合計額について、利率を年五パーセントとし、償還期間を十五年間とする元利</p>

均等年賦償還の方法により償還するものとして計算した一年当たりの額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）をいう。以下同じ。）を控除して得た額」と、同条第三項中「前項」とあるのは「予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十七号）附則第二条の規定により読み替えられた前項」と、同条第五項中「前三項の規定により算定した額」とあるのは「予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令附則第二条の規定により読み替えられた前三項の規定により算定した額」と、同令第十七条第四項第二号中「四千二百五十万円」とあるのは「四千二百五十万円」（従前の給付を受けた者が法第十二条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けることなく死亡したときは、当該額から調整基礎額について従前の給付を受けた日から死亡した日までの年数（その年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に応じて年五パーセントの利率による複利法によつて計算した元利合計額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を控除して得た額）」と、同条第五項中「死亡した者」とあるのは「死亡した者（従前の給付を受けた者を除く。）」と、「とする」とあるのは「とし、予防接種を受けたことにより死亡した者が従前の給付を受け、かつ、同号の規定による障害年金の支給を受けたことがあるときは、当該額から、十五年から同号の規定による障害年金を受けていた期間の年数を控除した年数（その年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に相当する期間（以下「調整残期間」という。）の各年の調整額を年五パー

均等年賦償還の方法により償還するものとして計算した一年当たりの額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）をいう。以下同じ。）を控除して得た額」と、同条第三項中「前項」とあるのは「予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十七号）附則第二条の規定により読み替えられた前項」と、同条第五項中「前三項の規定により算定した額」とあるのは「予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令附則第二条の規定により読み替えられた前三項の規定により算定した額」と、同令第十七条第四項第二号中「四千二百七十万円」とあるのは「四千二百七十万円」（従前の給付を受けた者が法第十二条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けることなく死亡したときは、当該額から調整基礎額について従前の給付を受けた日から死亡した日までの年数（その年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に応じて年五パーセントの利率による複利法によつて計算した元利合計額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を控除して得た額）」と、同条第五項中「死亡した者」とあるのは「死亡した者（従前の給付を受けた者を除く。）」と、「とする」とあるのは「とし、予防接種を受けたことにより死亡した者が従前の給付を受け、かつ、同号の規定による障害年金の支給を受けたことがあるときは、当該額から、十五年から同号の規定による障害年金を受けていた期間の年数を控除した年数（その年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に相当する期間（以下「調整残期間」という。）の各年の調整額を年五パー

セントの利率による複利現価法によつて調整残期間の最初の年から当該各年までのそれぞれの期間に応じて割り引いた額の合計額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を控除して得た額とする」と読み替えるものとする。

セントの利率による複利現価法によつて調整残期間の最初の年から当該各年までのそれぞれの期間に応じて割り引いた額の合計額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を控除して得た額とする」と読み替えるものとする。

予防接種法施行令等の一部を改正する政令案 参照条文 目次

一	予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）（抄）	1
二	予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）（抄）	2
三	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）（抄）	6
四	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令（平成七年政令第二十六号）（抄）	7
五	予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律（昭和五十一年法律第六十九号）（抄）	7
六	予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十七号）（抄）	8
七	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）（抄）	9
八	独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）（抄）	10
九	新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）（抄）	14
十	新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令（平成二十一年政令第二百七十七号）（抄）	15

予防接種法施行令等の一部を改正する政令案 参照条文

○ 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）（抄）

第十一条 市町村長は、当該市町村の区域内に居住する間に定期の予防接種又は臨時の予防接種を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、次条及び第十三条に定めるところにより、給付を行う。

2 (略)

第十二条 一類疾病に係る定期の予防接種若しくは臨時の予防接種又は二類疾病に係る臨時の予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について行う前条第一項の規定による給付は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。

一 医療費及び医療手当 予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者

二 障害児養育年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある十八歳未満の者を養育する者

三 障害年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある十八歳以上の者

四 死亡一時金 予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族

五 葬祭料 予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者

2 二類疾病に係る定期の予防接種を受けたことによる疾病、障害又は死亡について行う前条第一項の規定による給付は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。

一 医療費及び医療手当 予防接種を受けたことによる疾病について政令で定める程度の医療を受ける者

二 障害児養育年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある十八歳未満の者を養育する者

三 障害年金 予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある十八歳以上の者

四 遺族年金又は遺族一時金 予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族

五 葬祭料 予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者

第十三条 前条に定めるもののほか、第十一条第一項の規定による給付（以下「給付」という。）の額、支給方法その他の給付に關して必要な事項は、政令で定める。

2 (略)

○ 予防接種法施行令（昭和二十三年政令第九十七号）（抄）

（一類疾病に係る定期の予防接種等に係る医療費）

第十条 法第十二条第一項第一号の規定による医療費の額は、次に掲げる医療に要した費用の額を限度とする。ただし、予防接種を受けたことによる疾病について医療を受ける者が、当該疾病につき、健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、高齢者の医療の確保に關する法律（昭和五十七年法律第八十号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百一十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）（以下この条において「社会保険各法」という。）若しくは介護保険法（平成九年法律第二百一十三号）の規定により医療に關する給付を受け、若しくは受けることができるとき、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に關する給付として行われたときは、当該医療に要した費用の額から当該医療に關する給付の額を控除した額（その者が社会保険各法による療養の給付を受け、又は受けることができるときは、当該療養の給付に關する当該社会保険各法の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行われたときは、当該医療に關する給付について行われた実費徴収の額とする。）を限度とする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

四 居室における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

六 移送

(二類疾病に係る定期の予防接種等に係る医療手当)

第十一条 法第十二条第一項第一号の規定による医療手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

- 一 その月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療（同項第五号に規定する医療に伴うものを除く。以下同じ。）を受けた日数が三日以上の場合 三万五千七百円
 - 二 その月において前号に規定する医療を受けた日数が三日未満の場合 三万三千七百円
 - 三 その月において前条第一項第五号に規定する医療を受けた日数が八日以上の場合 三万五千七百円
 - 四 その月において前号に規定する医療を受けた日数が八日未満の場合 三万三千七百円
- 2 同一の月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療と同項第五号に規定する医療とを受けた場合にあつては、その月分の医療手当の額は、前項の規定にかかわらず、三万五千七百円とする。

(二類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害児養育年金)

第十二条 (略)

2 法第十二条第一項第二号の規定による障害児養育年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

- 一 法第七条の二第一項に規定する臨時の予防接種（法第六条第三項に係るものに限る。以下「第三項臨時予防接種」という。）を受けたことにより障害の状態にある者を養育する者に支給する場合次のイ又はロに掲げる区分に従い、それぞれイ又はロに定める額
 - イ 別表第一に定める一級の障害の状態にある十八歳未満の者（以下この条において「一級障害児」という。）を養育する者に支給する場合 百十八万五千六百円
 - ロ 別表第一に定める二級の障害の状態にある十八歳未満の者（以下この条において「二級障害児」という。）を養育する者に支給する場合 九十四万九千二百円
- 二 前号に掲げる場合以外の場合次のイ又はロに掲げる区分に従い、それぞれイ又はロに定める額
- イ 一級障害児を養育する者に支給する場合 百五十二万四千円

ロ 二級障害児を養育する者に支給する場合 百二十二万四五百円

3 前項の規定による障害児養育年金の額は、別表第一に定める障害の状態にある十八歳未満の者（以下「障害児」という。）であつて児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）にいう重症心身障害児施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所又は入院をしていないものを養育する者に支給する場合は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する額に介護加算額を加算した額とする。

4 前項に規定する介護加算額は、一級障害児を養育する者に支給する場合は八十三万六千二百円とし、二級障害児を養育する者に支給する場合は五十五万七千四百円とする。

5 (略)

(二類疾病に係る定期の予防接種等に係る障害年金)

第十三条 (略)

2 法第十二条第一項第三号の規定による障害年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 第三項臨時予防接種を受けたことにより障害の状態にある者に支給する場合 次のイからハまでに掲げる区分に従い、それぞれイからハまでに定める額

イ 別表第二に定める一級の障害の状態にある十八歳以上の者（以下「一級障害者」という。）に支給する場合 三百七十九万三千二百円

ロ 別表第二に定める二級の障害の状態にある十八歳以上の者（以下「二級障害者」という。）に支給する場合 三百三万三千六百円

ハ 別表第二に定める三級の障害の状態にある十八歳以上の者（次号ハにおいて「三級障害者」という。）に支給する場合 二百二十七万六千四百円

二 前号に掲げる場合以外の場合 次のイからハまでに掲げる区分に従い、それぞれイからハまでに定める額

イ 一級障害者に支給する場合 四百八十七万六千八百円

ロ 二級障害者に支給する場合 三百九十万二千二百円

ハ 三級障害者に支給する場合 二百九十二万六千八百円

3 前項の規定による障害年金の額は、一級障害者又は二級障害者であつて、児童福祉法にいう重症心身障害児施設

その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所又は入院をしていないものに支給する場合は、同項の規定にかかわらず、同項に規定する額に介護加算額を加算した額とする。

4 前項に規定する介護加算額は、一級障害者に支給する場合は八十三万六千二百円とし、二級障害者に支給する場合は五十五万七千四百円とする。

5 (略)

(死亡一時金)

第十七条 (略)

2・3 (略)

4 死亡一時金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 第二項第一号に掲げる場合 次のイ又はロに掲げる区分に従い、それぞれイ又はロに定める額

イ 第二項第一号イに掲げる者に支給する場合 三千三百二十万円

ロ 第二項第一号ロに掲げる者に支給する場合 二千四百九十万五千元

二 第二項第二号に掲げる場合 四千二百七十万円

5 (略)

(二類疾病に係る定期の予防接種に係る医療手当)

第二十条 法第十二条第二項第一号の規定による医療手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、第十一条に規定する金額とする。

2 (略)

(二類疾病に係る定期の予防接種に係る障害年金)

第二十一条 (略)

2 法第十二条第二項第三号の規定による障害年金の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表第二に定める一級の障害の状態にある者 二百七十万九千六百円

二 別表第二に定める二級の障害の状態にある者 二百十六万七千二百円

(遺族年金)

第二十四条 (略)

2と4 (略)

5 遺族年金の額は、二百三十七万円とする。

6と9 (略)

(遺族一時金)

第二十六条 (略)

2 (略)

3 遺族一時金は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 予防接種を受けたことにより死亡した者の死亡の当時遺族年金を受けることができる遺族(当該死亡の当時胎児である子がある場合であつて当時胎児であつた子が出生した場合における当該子を含む。以下この項において同じ。)がないとき、又は遺族年金を受けることができる遺族が遺族年金の支給の請求をしないで死亡した場合において、他に同順位若しくは後順位の遺族年金を受けることができる遺族がないとき 七百一十万円

二 (略)

4・5 (略)

○ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号) (抄)

(介護手当の支給)

第三十一条 都道府県知事は、被爆者であつて、厚生労働省令で定める範囲の精神上又は身体上の障害(原子爆弾の傷害作用の影響によるものでないことが明らかであるものを除く。以下この条において同じ。)により介護を要する状態にあり、かつ、介護を受けているものに対し、その介護を受けている期間について、政令で定めるところにより、介護手当を支給する。ただし、その者(その精神上又は身体上の障害が重度の障害として厚生労働省令で定

めるものに該当する者を除く。)が介護者に対し介護に要する費用を支出しないで介護を受けている期間については、この限りでない。

○ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令 (平成七年政令第二十六号) (抄)

(介護手当の支給)

第十八条 介護手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、その月において介護に要する費用として支出された費用の額(その額が六万九千六百八十円を超えるときは、六万九千六百八十円)とする。

2 その精神上又は身体上の障害が法第三十一条ただし書に規定する厚生労働省令で定めるものに該当する者に支給する介護手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる額とする。

一 その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がある場合 その月において介護に要する費用として支出された費用の額(その額が、十万四千五百三十円を超えるときは十万四千五百三十円とし、二万千五百円に満たないときは二万千五百円とする。)

二 その月において介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合 二万千五百円

○ 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律 (昭和五十一年法律第六十九号) (抄)

附 則

(従前の予防接種による健康被害の救済に関する措置)

第三条 附則第一条第一項ただし書の政令で定める日前に予防接種法若しくは結核予防法の規定により行われた予防接種又はこれらに準ずるものとして厚生労働大臣が定める予防接種を受けた者が、同日以後に疾病にかかり、若しくは障害の状態となつている場合又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該予防接種を受けたことによるものと厚生労働大臣が認定したときは、当該予防接種を受けた者の当該予防接種を受けた当時の居住地の市町村長は、政令で定めるところにより、予防接種法第十二条第一項の規定による給付に準ずる給付を行う。

○ 予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十七号）（抄）

附 則

（従前の予防接種による健康被害の救済に関する給付）

第二条 予防接種法及び結核予防法の一部を改正する法律附則第三条第一項の規定による給付については予防接種法第十二条第一項並びに予防接種法施行令第八条から第十八条まで、第二十九条及び第三十条、当該給付の都道府県の負担については同令第三十一条第二項及び第三項の規定の例による。この場合において、同令第十三条第二項中「定める額」とあるのは「定める額（予防接種による健康被害の救済に関する従前の措置として行われた給付であつて厚生労働大臣の定めるもの（以下「従前の給付」という。）を受け、かつ、法第十二条第一項第三号の規定による障害年金の支給期間が十六年に満たない者に係るときは、当該額から調整額（その者に係る従前の給付の額とその給付の事由が生じた日とに應じて厚生労働大臣が定める額（以下「調整基礎額」という。）につき、その者が従前の給付を受けた日から初めて同号の規定による障害年金の支給を受ける日までの期間の年数（その年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に應じ、年五パーセントの利率による複利法によつて計算した元利合計額について、利率を年五パーセントとし、償還期間を十五年間とする元利均等年賦償還の方法により償還するものとして計算した一年当たりの額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）をいう。以下同じ。）を控除して得た額」と、同条第三項中「前項」とあるのは「予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十七号）附則第二条の規定により読み替えられた前項」と、同条第五項中「前三項の規定により算定した額」とあるのは「予防接種法施行令及び結核予防法施行令の一部を改正する政令（昭和五十二年政令第十七号）附則第二条の規定により読み替えられた前項」と、同条第四項本文中「四千二百七十万円」とあるのは「四千二百七十万円（従前の給付を受けた者が法第十二条第一項第三号の規定による障害年金の支給を受けることなく死亡したときは、当該額から調整基礎額について従前の給付を受けた日から死亡した日までの年数（その年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に應じて年五パーセントの利率による複利法によつて計算した元利合計額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を控除して得た額」と、同項ただし書中「死亡した者」とあるのは「死亡

した者（従前の給付を受けた者を除く。）と、「とする」とあるのは「とし、予防接種を受けたことにより死亡した者が従前の給付を受け、かつ、同号の規定による障害年金の支給を受けたことがあるときは、当該額から、十五年から同号の規定による障害年金を受けていた期間の年数を控除した年数（その年数に一年未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に相当する期間（以下「調整残期間」という。）の各年の調整額を年五パーセントの利率による複利現価法によつて調整残期間の最初の年から当該各年までのそれぞれの期間に応じて割り引いた額の合計額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）を控除して得た額とする」と読み替えるものとする。

○ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十二号）（抄）

（副作用救済給付）

第十六条 副作用救済給付は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対して行うものとし、副作用救済給付を受けようとする者の請求に基づき、機構が支給を決定する。

- 一 医療費及び医療手当 医薬品の副作用による疾病について政令で定める程度の医療を受ける者
- 二 障害年金 医薬品の副作用により政令で定める程度の障害の状態にある十八歳以上の者
- 三 障害児養育年金 医薬品の副作用により政令で定める程度の障害の状態にある十八歳未満の者を養育する者
- 四 遺族年金又は遺族一時金 医薬品の副作用により死亡した者の政令で定める遺族
- 五 葬祭料 医薬品の副作用により死亡した者の葬祭を行う者

2 （略）

3 副作用救済給付の額、請求の期限、支給方法その他副作用救済給付に関し必要な事項は、政令で定める。

（感染救済給付）

第二十条 （略）

2 第十六条第二項及び第三項、第十七条並びに第十八条の規定は、感染救済給付について準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

○ 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令（平成十六年政令第八十三号）（抄）

（医療費の額等）

第四条 法第十六条第一項第一号の医療費（以下「医療費」という。）の額は、次に掲げる医療に要した費用の額を限度とする。ただし、医薬品の副作用による疾病について前条に定める程度の医療を受ける者が、当該疾病につき、社会保険各法（健康保険法（大正十一年法律第七十号）、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第二百五十二号）をいう。以下この条において同じ。）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、船員法（昭和二十二年法律第九十号）、国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）、地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律（昭和三十二年法律第四百十三号）若しくは公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第一百一十号）の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受けることができるとき、若しくは独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）の規定により医療に関する給付を受けたとき、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付として行われたときは、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額（その者が社会保険各法による療養の給付を受け、又は受けることができるときは、当該療養の給付に関する当該社会保険各法の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行われたときは、当該医療に関する給付について行われた実費徴収の額とする。）を限度とする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

- 四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- 五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
- 六 移送

2、3、4 (略)

(医療手当の額等)

第五条 法第十六条第一項第一号の医療手当（以下「医療手当」という。）は、月を単位として支給するものとし、

その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

- 一 その月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療（同項第五号に規定する医療に伴うものを除く。（以下同じ。））を受けた日数が三日以上の場合 三万五千七百円
- 二 その月において前号に規定する医療を受けた日数が三日未満の場合 三万三千七百円
- 三 その月において前条第一項第五号に規定する医療を受けた日数が八日以上の場合 三万五千七百円
- 四 その月において前号に規定する医療を受けた日数が八日未満の場合 三万三千七百円
- 2 同一の月において前条第一項第一号から第四号までに規定する医療と同項第五号に規定する医療とを受けた場合にあっては、その月分の医療手当の額は、前項の規定にかかわらず、三万五千七百円とする。
- 3 医療手当の支給の請求は、その請求に係る医療が行われた日の属する月の翌月の初日から五年を経過したときは、することができない。

(障害年金の額)

第七条 法第十六条第一項第二号の障害年金（以下「障害年金」という。）の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

- 一 別表に定める一級の障害の状態にある者 二百七十万九千六百円
- 二 別表に定める二級の障害の状態にある者 二百十六万七千二百円
- 2 障害年金の支給を受けている者の医薬品の副作用による障害の状態に変更があつたため、新たに別表に定める他の等級に該当することとなつた場合においては、新たに該当するに至つた等級に応じて、その障害年金の額を改定する。

(障害児養育年金の額等)

第九条 法第十六条第一項第三号の障害児養育年金（以下「障害児養育年金」という。）の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 別表に定める一級の障害の状態にある者を養育する者 八十四万七千二百円

二 別表に定める二級の障害の状態にある者を養育する者 六十七万八千円

2 第七条第二項及び前条の規定は、障害児養育年金の支給について準用する。この場合において、第七条第二項中「障害年金の支給を受けている者」とあるのは「別表に定める程度の障害の状態にある者」と、「新たに別表」とあるのは「新たに同表」と、前条一項中「医師の診断を受けるべきこと」とあるのは「その養育する者について医師の診断を受けさせるべきこと」と読み替えるものとする。

(遺族年金)

第十条 (略)

2～4 (略)

5 遺族年金の額は、二百三十七万円とする。

6～9 (略)

(遺族一時金)

第十一条 (略)

2 遺族一時金は、次の各号に掲げる場合に支給するものとし、その額は、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 医薬品の副作用により死亡した者の死亡の当時遺族年金を受けることができる遺族（当該死亡の当時胎児である子がある場合であつて当該胎児であつた子が出生した場合における当該子を含む。以下この項において同じ。）がないとき、又は遺族年金を受けることができる遺族が遺族年金の支給の請求をしないで死亡した場合において、他に同順位若しくは後順位の遺族年金を受けることができる遺族がないとき 七百一十万円

二 (略)

3～5 (略)

(感染救済給付に関する技術的読替え)
 第二十一条 法第二十条第二項の規定により法第十六条第二項及び第三項、第十七条並びに第十八条の規定を準用する場合においては、これらの規定中「副作用救済給付」とあるのは「感染救済給付」と、「医薬品の副作用」とあるのは「生物由来製品を介した感染等」と、「許可医薬品」とあるのは「許可生物由来製品」と読み替えるものとする。

(感染救済給付への準用)
 第二十二条 第三条から第十六条までの規定は、感染救済給付について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)	(略)
第四条第四項、第五条第三項及び第十条第九項	することができない。	することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。
第五条第一項第一号及び第二項	前条第一項第一号	第二十二条において準用する前条第一項第一号
第五条第一項第三号	前条第一項第五号	第二十二条において準用する前条第一項第五号
第六条及び第七条第一項	第十六条第一項第二号	第二十条第一項第二号
第七条第二項、第十条第二項、第十四項及び第九項、第十一条第二項	医薬品の副作用	生物由来製品を介した感染等

第一号及び第二号並びに第十二条 第一項			
第九条第一項	第十六条第一項第三号	第二十条第一項第三号	
第九条第二項	第七条第二項	第二十二条において準用する第 七条第二項	
(略)	前条第一項	第二十二条において準用する前 条第一項	(略)

○ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法（平成二十一年法律第九十八号）
（抄）

（給付の範囲）

第四条 前条第一項の規定による給付（以下この章において「給付」という。）は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれ当該各号に定める者に対して行う。

- 一 医療費及び医療手当 新型インフルエンザ予防接種を受けたことによる疾病について政令で定める程度の医療を受ける者
- 二 障害児養育年金 新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある十八歳未満の者を養育する者
- 三 障害年金 新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより政令で定める程度の障害の状態にある十八歳以上の者
- 四 遺族年金又は遺族一時金 新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者の政令で定める遺族

五 葬祭料 新型インフルエンザ予防接種を受けたことにより死亡した者の葬祭を行う者

(政令への委任)

第五条 前条に定めるもののほか、給付の額、支給方法その他給付に関して必要な事項は、政令で定める。

2 (略)

○ 新型インフルエンザ予防接種による健康被害の救済に関する特別措置法施行令 (平成二十一年政令第二百七十七号) (抄)

(医療費)

第二条 (略)

1 法第四条第一号の医療費(以下「医療費」という。)の額は、次に掲げる医療に要した費用の額を限度とする。ただし、厚生労働大臣が行う新型インフルエンザ予防接種を受けたことによる疾病について前項に定める程度の医療を受ける者が、当該疾病につき、健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)、国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二十八号)他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)若しくは地方公務員等共済組合法(昭和三十七年法律第五十二号)(以下この項において「社会保険各法」という。)、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、船員法(昭和二十二年法律第百号)、国家公務員災害補償法(昭和二十六年法律第九十一号)他の法律において準用し、又は例による場合を含む。)、地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)若しくは公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律(昭和三十二年法律第四十三号)の規定により医療に関する給付を受け、若しくは受けることができるべきとき、又は当該医療が法令の規定により国若しくは地方公共団体の負担による医療に関する給付として行われたときは、当該医療に要した費用の額から当該医療に関する給付の額を控除した額(その者が社会保険各法による療養の給付を受け、又は受けることができるときは、当該療養の給付に関する当該社会保険各法の規定による一部負担金に相当する額とし、当該医療が法令の規定により国又は地方公共団体の負担による医療の現物給付として行

われたときは、当該医療に関する給付について行われた実費徴収の額とする。)を限度とする。

一 診察

二 薬剤又は治療材料の支給

三 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術

四 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護

五 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

六 移送

3・4 (略)

(医療手当)

第三条 法第四条第一号の医療手当(以下「医療手当」という。)は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 その月において前条第二項第一号から第四号までに規定する医療(同項第五号に規定する医療に伴うものを除く。(以下同じ。))を受けた日数が三日以上の場合 三万五千七百円

二 その月において前号に規定する医療を受けた日数が三日未満の場合 三万三千七百円

三 その月において前条第二項第五号に規定する医療を受けた日数が八日以上の場合 三万五千七百円

四 その月において前号に規定する医療を受けた日数が八日未満の場合 三万三千七百円

2 同一の月において前条第二項第一号から第四号までに規定する医療と同項第五号に規定する医療とを受けた場合にあつては、その月分の医療手当の額は、前項の規定にかかわらず、三万五千七百円とする。

3 医療手当の支給の請求は、その請求に係る医療が行われた日の属する月の翌月の初日から五年を経過したときは、することができない。

(障害児養育年金)

第四条 法第四条第二号の政令で定める程度の障害の状態は、別表に定めるとおりとする。

2 法第四条第二号の障害児養育年金(以下「障害児養育年金」という。)の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

- 一 別表に定める一級の障害の状態にある十八歳未満の者（第四項において「二級障害児」という。）を養育する者 百十八万五千六百円
- 二 別表に定める二級の障害の状態にある十八歳未満の者（第四項において「二級障害児」という。）を養育する者 九十四万九千二百円

3 (略)

- 4 前項に規定する介護加算額は、一級障害児を養育する者に支給する場合は八十三万六千二百円とし、二級障害児を養育する者に支給する場合は五十五万七千四百円とする。

5 (略)

(障害年金)

第五条 (略)

- 2 法第四条第三号の障害年金（以下「障害年金」という。）の額は、次の各号に掲げる者の区分に従い、当該各号に定める額とする。

- 一 別表に定める一級の障害の状態にある十八歳以上の者（以下この条において「一級障害者」という。） 三百七十九万三千二百円

- 二 別表に定める二級の障害の状態にある十八歳以上の者（以下この条において「二級障害者」という。） 三百三十三万六千六百円

3 (略)

- 4 前項に規定する介護加算額は、一級障害者に支給する場合は八十三万六千二百円とし、二級障害者に支給する場合は五十五万七千四百円とする。

5 (略)

(遺族年金)

第八条 (略)

2、4 (略)

- 5 遺族年金の額は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額とする。

- 6
10
- 一 第一項第一号に掲げる者に支給する場合 三百三十二万円
 - 二 第一項第二号又は第三号に掲げる者に支給する場合 二百四十九万五百円
- (略)